

## IOSCO による市中協議文書 「アウトソーシングに関する原則」の公表について

証券監督者国際機構(IOSCO)の代表理事会は、サービス提供者にアウトソーシングを行う規制業者に適用される原則の[更新を提案](#)し、これに対するコメントを求めている。

市場仲介業者及び市場におけるアウトソーシングに関するIOSCOの原則が公表されて以来、市場及びテクノロジーの発展により、アウトソーシングに関連するリスクと、規制業者の業務上の強靭性を確保する必要性について、規制当局の関心は高まってきた。

IOSCOは、COVID-19拡大前に本市中協議文書を作成した。しかし、2020年4月8日、IOSCO代表理事会は、企業及び金融機関がパンデミックから生じる困難への集中的対処にリソースを使えるようにするため、本市中協議文書の[公表を延期する](#)ことを決定した。現在、今般の危機の初期的段階が過ぎつつある状況において、IOSCO代表理事会は、本市中協議文書を公表することを決定した。これはCOVID-19拡大が、企業及びサービス提供者の双方に対して外部的かつしばしば不測の衝撃を与える状況において、業務活動の強靭性と事業継続性を確保する必要性を浮き彫りとしたためである。

もっとも、金融機関において現在も継続するリソース上の制限を考慮して、市中協議文書に対するコメント期限は2020年10月1日までとする(IOSCOの通例のコメント期間である90日間を大きく超える)。

本「アウトソーシングに関する原則」案は、IOSCOによる2005年の「市場仲介業者におけるアウトソーシング原則」及び2009年の「市場におけるアウトソーシング原則」に基づいているが、その適用範囲は、取引所、自己勘定ベースで活動する市場参加者、信用格付機関及び金融市場インフラまで拡大されている。

今般改訂された原則案は、一連の基本的な考えと7つの原則から構成されている。

基本的な考えは、アウトソーシングの定義、重要性とその度合いの評価、関連会社への適用、クロスボーダーの下請けとアウトソーシングの取扱いなどを対象としている。

7つの原則は、以下の分野を対象としている:

- サービス提供者の選定とモニタリングにおけるデューディリジェンス
- サービス提供者との契約
- 情報セキュリティ、業務の回復力、事業継続性、災害復旧
- 秘密保持
- アウトソーシング・アレンジメントの集中
- データ、事務所、人員へのアクセス及び関連する検査権限

- アウトソーシング・アレンジメントの終了

それぞれの原則は、その実施に向けたガイダンスによって補足されている。また、本市中協議文書には、現在の COVID-19 パンデミック時において特に関連性を有する以下の質問が含まれる:

*アウトソーサー及び第三者サービス提供者の労働力の全部または主要な部分がリモートワークを行っている状況において、事業継続のための対策としてどのようなものが有効か。特に、「サイバーセキュリティ」と「業務上の強靱性」を確保するためには、どのような措置を講じるべきか。*

IOSCO は、本市中協議文書に対するコメントを 2020 年 10 月 1 日まで募集している。

(以上)